

An aerial photograph of Sapporo, Japan, showing a dense urban landscape with numerous buildings, green spaces, and a river. The city is viewed from an elevated position, with mountains visible in the distance under a clear blue sky. The text is overlaid on a white rounded rectangle in the upper center of the image.

札幌市の 景観まちづくりについて

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課
景観係長 永井 雅規

1. 札幌市の景観施策

2. 取組①

～地域ごとの景観まちづくり～

3. 取組②

～景観プレ・アドバイス～

1. 札幌市の景観施策

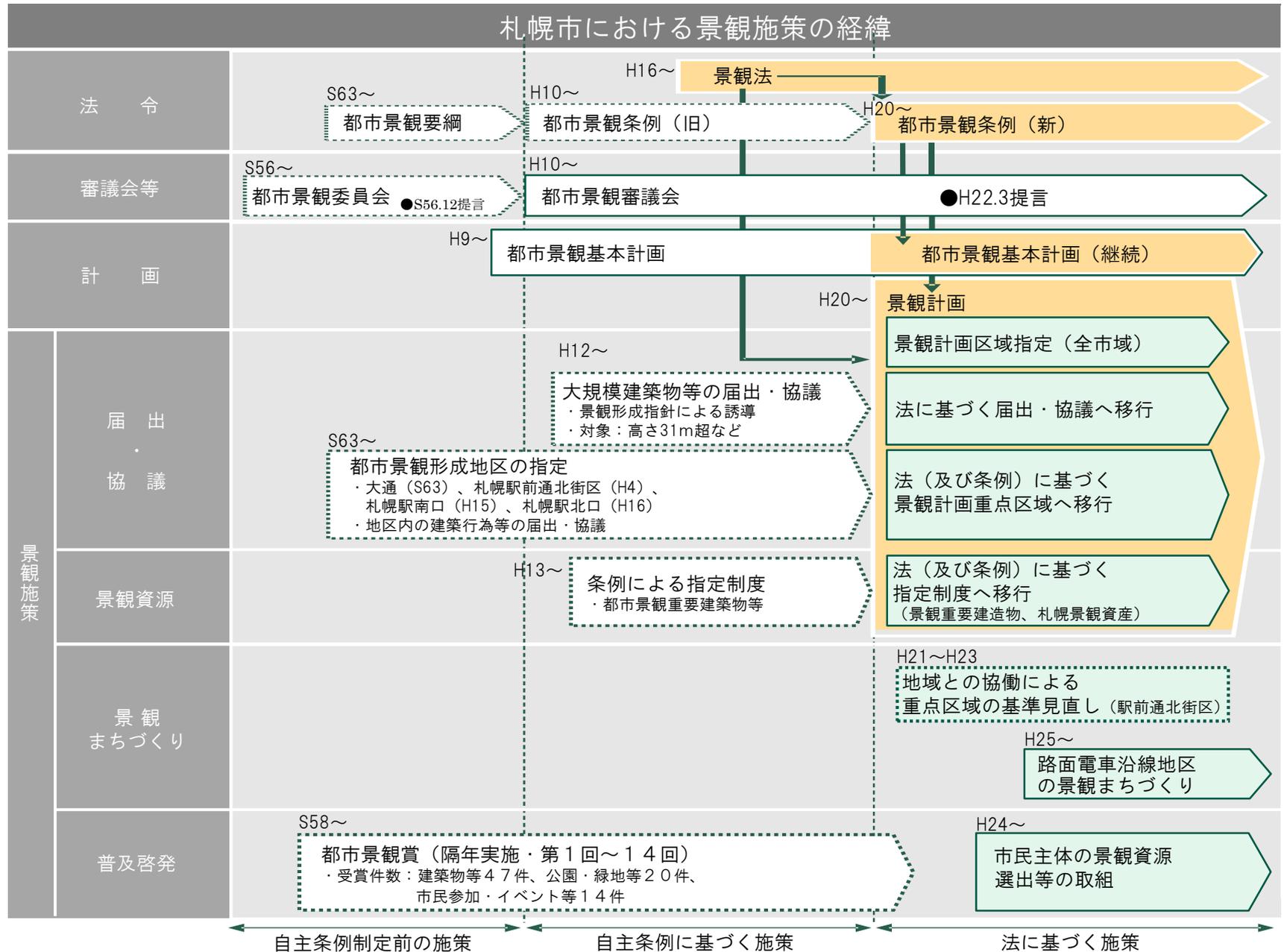
2. 取組①

～地域ごとの景観まちづくり～

3. 取組②

～景観プレ・アドバイス～

1. 札幌市の景観施策



1. 札幌市の景観施策

平成28年年度
札幌市景観条例、札幌市景観計画の改定

平成29年4月
施行、運用開始

計画対象区域
札幌市の行政区域全域

計画期間
令和17年(2035年)までのおおむね20年間



1. 札幌市の景観施策

札幌市の景観形成の理念

「北の自然・都市・人が輝きを織りなす
美しい札幌の景観を創り上げる」



札幌市の良好な景観の形成に向けた「4つの取組」

届出・協議
による
景観誘導

景観資源の
保全・活用

地域ごとの
景観まちづくりの
推進

景観形成に
関する
普及啓発

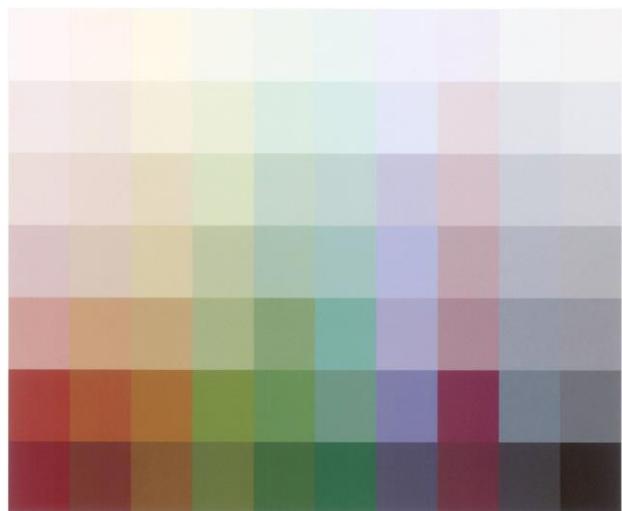
1. 札幌市の景観施策

届出・協議 による 景観誘導

ある一定規模以上の建築物、工作物の工事を行う場合に市への届出が必要となり、市は届出を受けた内容について、景観への影響に関する協議を行っています。

主な協議の観点

外壁等の色彩



周辺との連続感や調和



1. 札幌市の景観施策

届出・協議 による 景観誘導

ある一定規模以上の建築物、工作物の工事を行う場合に市への届出が必要となり、市は届出を受けた内容について、景観への影響に関する協議を行っています。

協議による景観誘導事例

外壁等の色彩協議



周辺との調和



1. 札幌市の景観施策

景観資源の 保全・活用

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などを、良好な景観を形成するための大切な「景観資源」であると捉え、これらが有効に保全・活用される取組を積極的に推進しています。

市の指定制度によるもの

景観重要建造物（景観法）



札幌景観資産（札幌市景観条例）



1. 札幌市の景観施策

景観資源の 保全・活用

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などを、良好な景観を形成するための大切な「景観資源」であると捉え、これらが有効に保全・活用される取組を積極的に推進しています。

市の登録制度

活用促進景観資源（札幌市景観条例）



1. 札幌市の景観施策

地域ごとの 景観まちづくりの 推進

地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくため、地域の方々が主体的に関わり、地域特性を活かした景観を保全・創出する景観まちづくりの取組を推進しています。

意見交換会の開催



取組を行っている地区



1. 札幌市の景観施策

景観形成に関する普及啓発

良好な景観の形成に向けた市民・事業者の方々の関心を高め、自発的な取組を促進していくために、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開しています。

主な取組の例

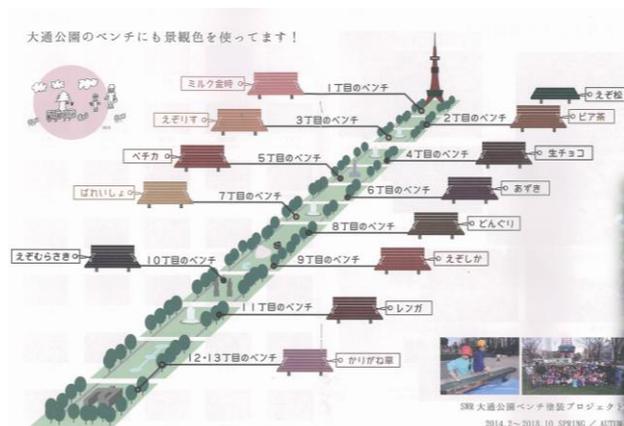


1. 札幌市の景観施策

景観形成に関する普及啓発

良好な景観の形成に向けた市民・事業者の方々の関心を高め、自発的な取組を促進していくために、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開しています。

市民・事業者の方々による自発的な取組の例



1. 札幌市の景観施策

2. 取組①
～地域ごとの景観まちづくり～

3. 取組②
～景観プレ・アドバイス～

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

主役は
地域の方々



- ・地域の景観特性？
- ・地域の景観を印象付けるもの？
- ・地域らしい景観にするには？
- ・良好な景観につながる活動？

目指したい将来の地域の景観の共有

地域にとって大事にしたい景観資源や、場所の共有

地域らしい景観が形作られるために必要なルール

地域らしい景観形成につながる取組(活動)

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくりによる好循環



景観まちづくりに取り組むことで
良好な景観が形作られる



取組が共感を呼び、主体的で持続的な
景観まちづくりの取組につながる

主役は
地域の方々

まちの個性が育まれ
まちに対する愛着や誇りが醸成



個性的で魅力的な景観は、
多様なにぎわいや交流に繋がる



2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくりの取組を通じて
地域で共有したこと

目指したい将来の地域の景観の
共有

地域にとって大事にしたい景観資
源や、場所の共有

地域らしい景観が形作られるため
に必要なルール

地域らしい景観形成につながる取
組(活動)



実行性??

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくりの取組を通じて
地域で共有したこと

目指したい将来の地域の景観の
共有

地域にとって大事にしたい景観資
源や、場所の共有

地域らしい景観が形作られるため
に必要なルール

地域らしい景観形成につながる取
組(活動)

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくり指針に定めることができるもの

【目標・方針】

地域の景観形成の目標と、その目標を実現するための方針を定めます

【対象区域】

指針の対象となる区域を定めます

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

(例)

(1) 目標

藻岩山を地域のシンボルとした景観まちづくり

～ 路面電車が走るまちで、住む人も、訪れる人も魅力を感じる景観を保全・創出する～

(2) 5つの方針

当地区の目標を実現するために、以下の5つの方針を定めます。

- 1 藻岩山の豊かな自然を大切に景観まちづくりを目指します
- 2 路面電車が走り、藻岩山への玄関口となる特性を生かした景観まちづくりを目指します
- 3 “みどり”が繋がる景観まちづくりを目指します
- 4 山鼻・伏見の成り立ちを尊重した景観まちづくりを目指します
- 5 藻岩山を背景とした落ち着いた生活環境を守る景観まちづくりを目指します



札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくり指針に定めることができるもの

【景観形成基準】

目標・方針を踏まえ、地域における景観形成の基準（まち並みのデザインコード）を定めます

【地域届出対象行為】

札幌市に対して届出が必要となる行為について定めます
この行為に該当する場合、札幌市との景観協議が発生します

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

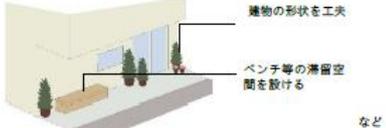
(例)

「建築物・工作物」(以下「建築物等」という)に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項	景観まちづくり 推進区域内共通
<p>①建築物等の色彩を選定する際は「地域のカラーパレット」から選定するよう努めましょう。(ただし、これによりがたい場合は札幌の景観色 70 色から選定するよう努めましょう。)</p> <p><解説> 建築物等の色彩は地域らしさや一体感を出すために景観上重要な要素です。色彩を選定する際には地域の意見や既存の街並みの色彩分析等をもとに作成した「地域のカラーパレット (P11 参照)」から選定するよう努めましょう。ただし、これによりがたい場合は札幌市全域においての色彩の基準である「札幌の景観色 70 色 (P10 参照)」から選定するよう努めましょう。</p>	
景観誘導区域に関する事項	景観誘導区域 のみ
<p>①建築物等の色彩を選定する際は「地域のカラーパレット」から選定しましょう。(ただし、これによりがたい場合は札幌の景観色 70 色から選定しましょう。) また、部分的にアクセントカラーを用いる場合は「地域のカラーパレット」から選定しましょう。</p> <p><解説> 建築物等の基調色はもとより、エントランス部などのアクセントカラーも地域の統一感を出すためには重要な要素です。建築物等の色彩には地域の意見等をもとに作成した「地域のカラーパレット」から選定しましょう。</p> <p>②建築物に付帯するごみ置き場は、周辺の歩道などからごみが見えにくい位置に設置するなどの工夫をしましょう。</p> <p><解説> 建築物に付帯するごみ置き場は設置場所や方法によっては、景観に乱雑な印象を与えます。区域内の良好な景観の形成を図るため、ごみ置き場を種数などで修景することや建築物に取り込んで計画するなど、周辺の歩道からごみが見えないような工夫をしましょう。</p> <p>③多くの人が集まるような店舗などの1階部分などは、建築物の形状を工夫するなど、歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。また、それが困難な場合は開放的なデザインとしましょう。(ただし、 (ロープウェイ山麓線)は除く)</p> <p><解説> 通りに活気を演出させるため、多くの人が集まるような店舗などは歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。また、滞留空間にベンチ等を設置するなど人々が集えるような工夫をしましょう。</p>	

建築物の形状を工夫

ベンチ等の滞留空間を設ける





など

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

(例)

(1) 届出対象行為

「景観誘導区域」については、景観計画区域における届出対象行為[※]に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。（届出対象行為を行う敷地の一部が「景観誘導区域」の内外にわたる場合についても、届出の対象となります。）

[※] 景観計画区域における届出対象行為 延べ面積が10,000㎡を超える建築物または高さ31mを超える建築物を建築する場合等。詳細は、札幌市景観計画または景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

景観誘導区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

・高さ10メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあつては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

【広告物】に関する行為

・表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物等の掲出、移転若しくはその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可が必要なものに限る。）

(2) 届出が除外となる行為

「景観誘導区域」において（1）の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【非常災害時の応急措置】

・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

【その他】

・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくり指針に定めることができるもの

【良好な景観の形成に資する活動】

地域がこれまで取り組んできた活動なども含め、地域が一体となり主体的に取り組む事により、地域の良好な景観の形成につながる活動について位置付ける

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

(例)

みんなで取り組む景観まちづくり活動

地区の魅力を向上させていくためには、日々の暮らしや営みの活動の積み重ね、居心地よく感じる環境、行ってみたいと感じさせる雰囲気づくりなどの地域の活動が大切です。

本指針の策定までに実施してきた意見交換会の意見やアンケートの結果等に基づき、地域住民等が一体となり主体的に取り組むことで、今よりもさらにまちの魅力向上につながる取組や活動について示します。

1. 沿道の緑化・花植え活動

2. まちの環境美化

3. 冬ならではの景観づくり

4. 地域内外に地域の魅力をPR

5. おもてなしの気運の醸成

6. 地域の色彩イメージづくり

7. 地域のマップづくり



地域が取り組む景観まちづくりの例

1.沿道の緑化・花植え活動

- ・電停周辺からロープウェイ入口までの沿道の演出
- ・シャトルバス乗場周辺の花・みどりのシンボルづくり
- ・花や緑の種類の一などによる地域イメージ作り

2.まちの環境美化

- ・ごみステーション周辺の管理
- ・歩道などの清掃活動

3.冬ならではの景観づくり

- ・「雪あかり」「かまくらづくり」など冬のイベントの開催
- ・「冬期間のイルミネーションの設置」

4.地域内外に地域の魅力をPR

- ・地域の資源や魅力探し(地域の歌づくり等)
- ・周遊・回遊を促す資源・休憩スポットの紹介、案内
- ・藻岩山、藻岩山から水道記念館への散策路のPR

5.おもてなしの気運の醸成

- ・地域でボランティアガイド
- ・日本新三大夜景に選出されたことを受け、来訪者に向けた夜間景観の演出

6.地域の色彩イメージづくり

- ・地域のカラーパレットの普及・活用
- ・色塗りワークショップ

7.地域のマップづくり

- ・藻岩山麓マップ(みどころ、カフェ)など

札幌市景観条例に基づく

景観
まちづくり
指針

目標・方針

対象区域

景観形成基準
地域届出対象行為

良好な景観の形成に資する活動

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

札幌市景観条例に基づき、景観まちづくりの取組を支えるその他の制度

【地域景観まちづくり団体】

地域住民等により構成される団体であって、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを、地域景観まちづくり団体として認定する制度

※市は必要に応じ、地域景観まちづくり団体に対し届出に関する情報を提供することができるようになります。

【景観まちづくり助成金】

良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、その行為(活動など)に要する経費の一部を助成する制度

※助成対象は団体に限り、個人は対象外

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

地域らしい
景観の
将来像

地域の方々が主体的に地域の景観のあり方について検討し、まちの景観の将来像について共有

地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を進める



行政は、地域の方々が共有した景観の将来像の実現に向け、条例に基づく制度で取組を支える

景観まちづくり指針の策定
(届出・協議による景観誘導)

景観まちづくり助成金

地域景観まちづくり団体

取組を
支える制度

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～



景観まちづくり指針策定地区

平成29年

ロープウェイ入口電停周辺地区

西15丁目電停周辺地区

定山溪地区

平成30年

宮の沢中央地区

景観まちづくりに取り組んでいる地区

(令和2年9月現在)

新さっぽろ駅周辺地区

苗穂地区

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくり指針策定地区の状況

(ロープウェイ入口電停周辺地区、西15丁目電停周辺地区、定山溪地区)

届出・協議

※地域届出対象行為に該当した案件

※2020年3月時点

平成29年度 (2017年度)	3件
平成30年度 (2018年度)	2件
令和元年度 (2019年度)	13件

良好な景観の形成に資する活動例)

もいわ山麓ゆきあかり

(ロープウェイ入口電停周辺地区)

※助成金活用



ラベンダー通り花植え活動

(宮の沢中央地区)



2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

その他の地区の状況

苗穂地区

※平成30年度から取組開始

フォーラム開催、街歩きイベント

継続して取組を行い、令和3年度に
指針策定予定



新さっぽろ駅周辺地区

※平成30年度から取組開始

ワークショップ3回開催
地域内アンケート実施

継続して取組を行い、令和2年度に
指針策定予定



地域景観まちづくり団体
2団体を認定

- ・札幌駅前通協議会
- ・定山溪まちづくり協議会

2. 取組①～地域ごとの景観まちづくり～

景観まちづくりの取組展開イメージ

取組のきっかけ

景観まちづくりの検討

景観審議会による意見

景観まちづくりの指針の策定・告示

景観まちづくりの指針に基づく
取組の展開
「届出・協議」
「活動の展開」

地域特性に応じた魅力ある景観形成

地域の発意

札幌市からの働きかけ等

(第2次都市計画マスタープラン)

- ・ 複合型高度利用市街地
- ・ 地域交流拠点
- ・ 高次機能交流拠点

これらに位置付けられ、大規模再開発などによりまちが大きく変わる機会を捉え、働きかけを行っています。

1. 札幌市の景観施策

2. 取組①

～地域ごとの景観まちづくり～

3. 取組②

～景観プレ・アドバイス～

3. 取組②～景観プレ・アドバイス～

景観プレ・アドバイスの制度概要

景観プレ・アドバイスとは

- ・「景観プレ・アドバイス」とは、景観形成上重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う制度。
- ・ アドバイスを行うため、札幌市景観審議会に「景観アドバイス部会」を設置し、事業者との意見交換を実施。

区分	アドバイスの対象	アドバイスの時期	部会の公開
構想段階の景観 プレ・アドバイス	建築に際し、都市計画の決定 又は変更が必要となる建築物 の計画	都市計画の案を、都市計画審 議会に付議する前まで	部会は、原則 非公開により実施
設計段階の景観 プレ・アドバイス	① 構想段階を実施したもの ② 大規模であるなど、特に 景観に与える影響が大きい 建築物等の計画	行為に着手する180日前まで	部会は、原則 公開により実施

3. 取組②～景観プレ・アドバイス～

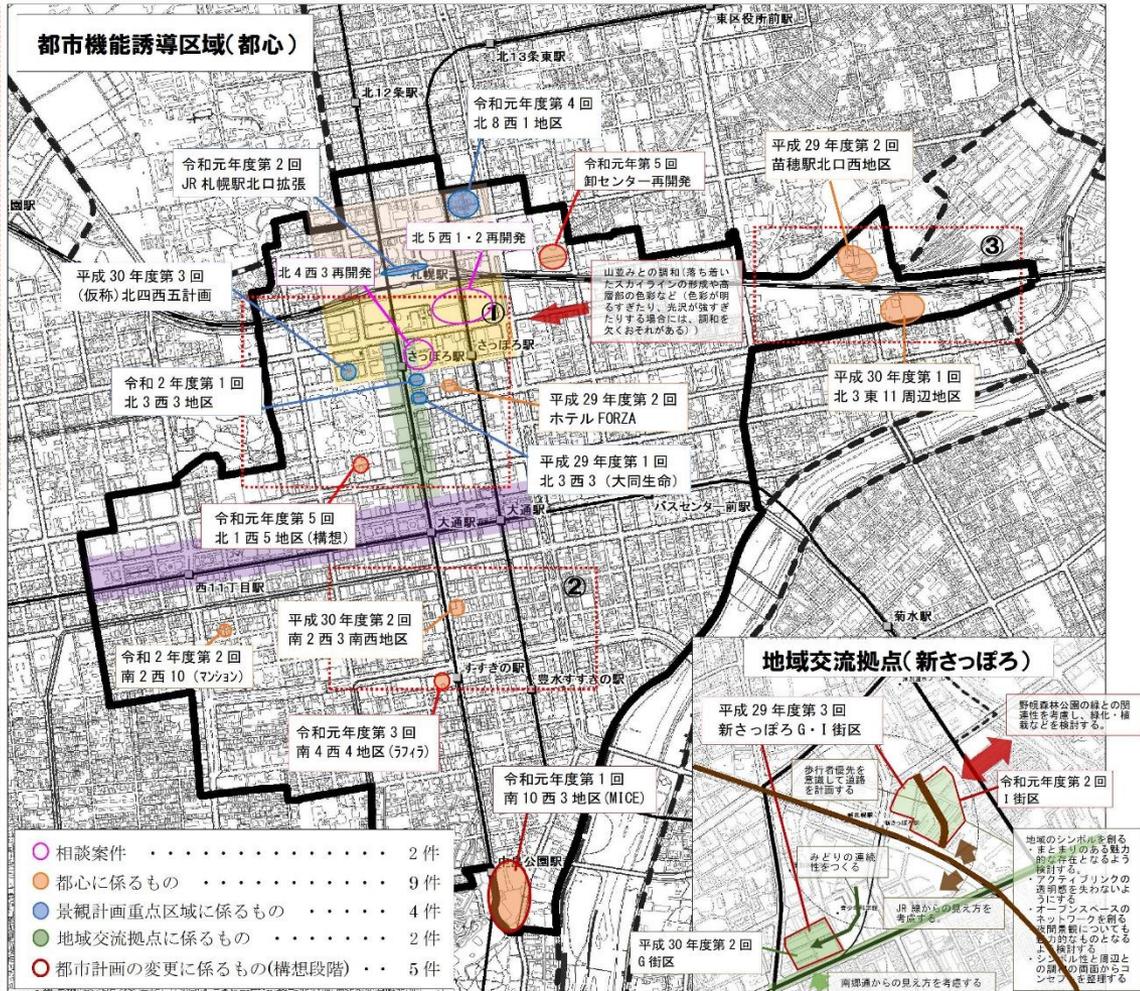
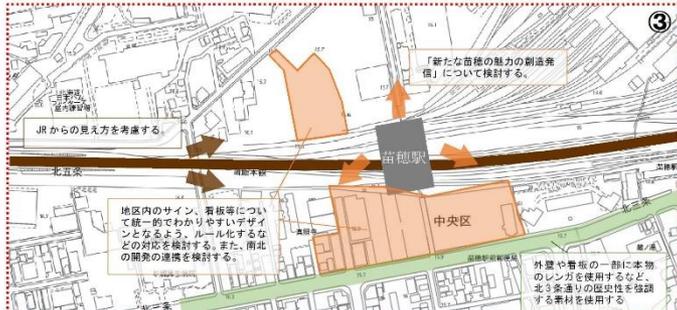
景観プレ・アドバイス実施の様子



3. 取組②～景観プレ・アドバイス～

取扱い注意

専門家の関与による事前協議制度（景観プレ・アドバイス）の実施状況（2020.10.01現在）



一般的な助言

- 計画について市民への説明責任を果たすこと
- 建築計画に合わせ、あらかじめサインの計画を行うこと
- 駐車場のサイン計画は、歩行者の安全性と通りの景観の両立を図ること
- 建築計画全体をトータルデザインすること
- 長期的な管理、メンテナンスを考慮し計画すること
- 照明については、外部に不快な光を漏らさないよう検討を行う
- 人工の緑色と自然のみどりを調和させることは難しいことに注意する
- 駐車場にも効果的に潤いを与えること
- アイレベルの見え方について検討する

広場に関する助言

- 夏季、冬季についてその使い方や運用方法を考える（風環境や風雪のシミュレーションなどの手法も活用できる）
- イベントだけでなく、市民や通行人の憩いの場としても機能するようにする
- 屋上広場については、広場への誘導方法に留意する
- 芝生は、傷みが生じることを前提に活用や維持管理方法を検討する
- 広場側に商業施設の正面を向けて配置する
- 官民境界や敷地境界の明示方法を工夫し、広場の一体感を演出する
- 使用する器具等は、景観の阻害要因とならないよう管理ルールを定める

地域交流拠点(新さっぽろ)

野幌森林公園の緑との関係性を考慮し、緑化・植栽などを検討する。

参拝者優先を考慮して誘導を計画する

みどりの連続性をつくる

JR 線からの見え方を考慮する

地域のシンボルを創る。また、まじり合いの魅力が生まれるよう検討する。

オープンスペースのネットワークを創る。広場側についても検討する。

JR 線からの見え方を考慮する

南郷通からの見え方を考慮する

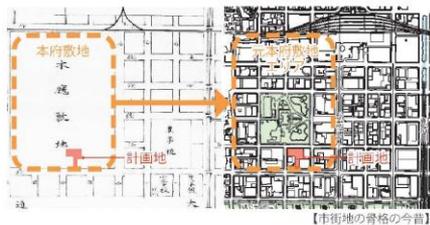
3. 取組②～景観プレ・アドバイス～

2. 計画地の立地特性

景観協議資料 (2020/2/18)

1 歴史的行政中心地と現代的高層ビル群

- ・明治2年(1869年)札幌に開拓使が設置され、明治6年、現在北海道庁舎のあるエリアは「本府」として整備が行われ、まちの核として機能
- ・現在では、北海道開拓の歴史的起点であり中心地である道庁敷地を取り囲む形で現代的高層ビル群が立地



2 まちの文化・歴史や自然の集積

- ・国の重要文化財である赤れんが庁舎に近接
- ・計画地北側道路を挟み、都心では貴重なままりある豊かな緑溢れる前庭に対面。また前庭は、「道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区」に指定され、景観を保全
- ・北1西5地区区内で、それぞれ様式の異なる歴史的なデザインを有した「さっぽろ・ふるさと文化百選」選定の「北菓楼」、「北海道警察札幌方面中央警察署」に隣接



※「札幌方面中央警察署」は1934年に建設された旧中央警察署を換したもので、高層部は新設

3 都市回遊ネットワーク上の結節点

- ・道庁敷地南側の芝生広場整備や、南門の歩行者専用出入口化により、新たな南北方向の都市軸の形成が期待される
- ・計画地が、駅前通り(チ・カ・ホ) - 赤れんが庁舎 - 大通公園 - 大通公園西周辺エリア(植物園・旧文化ホール等)の都市回遊ネットワーク上の結節点に
- ・地下回遊歩行者ネットワークとしての北一条地下駐車場地下通路に接続することで更なる都市回遊動線への効果が期待される



4 沿道歩行空間の豊かさ・連続性に課題

- ・札幌では高木と花を主体とした道路緑化を整備しているが、敷地周辺の街路樹はまばらな配置となっており、緑の豊かさや連続性が低い
- ・路上駐輪や駐車場出入りなど、歩行者の安全性に課題
- ・道庁に面しているものの緑・賑わい等歩行者空間としての魅力に乏しい



3. 取組②～景観プレ・アドバイス～

構想段階の実施目的

地域の魅力を高めていくためには、その土地の特性に応じた景観形成のコンセプトのもとで設計を進めることが重要である。そこで、景観形成において目指すものを整理し「約束」してもらうため、景観形成のコンセプト等について議論することを目的として、構想段階を実施する。

「約束」をどう位置付けるか

都市計画の決定又は変更の提案にあたり、都市計画の企画内容をまとめた「企画提案書」が提出されることから、この中に、景観形成のコンセプトを記載してもらうことで、「約束」を都市計画の中に位置づける。

設計段階の実施目的

建築物等の計画を景観上優れたものとするためには、景観形成において目指すものを「約束」するのみならず、それを適切な形で設計に反映していくことが必要となる。そこで、建築物等の設計を景観上優れたものとするために必要な技術的なサポートを行うことを目的として、設計段階を実施する。

技術的サポートの実施方法

景観プレ・アドバイスにおいて出された意見等を整理し、ガイドラインを作成するとともに、部会における意見交換では、作成したガイドラインの内容を踏まえて計画内容を確認し、必要な助言を行う。

また、構想段階から実施した案件については、約束した景観形成のコンセプトを実現するために必要な助言を併せて行う。

ご清聴ありがとうございました

